

平成31年度年度 不祥事防止研修実施状況

三原市立木原小学校

月	日	曜	研修内容	担当者
4	1	月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入学式における服務規律の徹底について ○ 服務規律の徹底について <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校管理規則，校務運営規程 ・ 教職員ン位期待される役割と具体的な行動例 法令順守，信用失墜行為の禁止，上司の命令に従う，ヒヤリハットの法則等 ○ 児童理解に基づく指導の徹底について 	校長
4	2	火	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不祥事防止委員会，不祥事防止研修年間実施計画の確認 ○ わいせつ・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きやすい，不祥事を起こさない職場づくり ・ 「自らも過ちを犯しうる存在」であることを確認し，自分のこととして深く研修できた。 	校長
4	25	木	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育公務員としての心構えと規範意識 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「教職員による不祥事の根絶（改訂版）」 ・ 広島県教育資料「教職員としての在り方・求められる教職員像」 研修内容 県の人材育成の基本方針 求められる教職員像 教職員に期待される役割と具体的な行動例の確認。	教頭
5	23 30	木 木	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な会計管理・情報管理について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「三原市立木原小学校諸費会計等取扱規程」 ・ 「三原市立木原小学校個人情報等取り扱い規程」 ・ 「三原市立木原小学校私的媒体等取り扱い規程」 他 研修内容 適切な会計処理を行っていくための基本的な考え方，会計処理の手順について確認，振り返り。 信頼される教職員であるために適切な会計処理，個人情報の管理を行っていく。	主事 教務主任

6	4	火	<p>○ わいせつ行為・セクシャルハラスメントの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職員による不祥事の根絶-信頼される教職員であるために-（自らも過ちを犯し得る存在）」（平成 28 年 8 月広島県教育委員会） <p>研修内容</p> <p>自らも過ちを犯しうる存在であること，わいせつ・セクハラ等は人権を踏みにじる許されざる行為であること，教育公務員として県民の信頼を大きく損なう重大な行為であることを確認し，チェックリストに記入。</p> <p>このような行為を許さない，また，起こさせないような風通しの良い職場づくりを進めていく。</p>	保健主事
6	18	火	<p>○ 6 月 14 日付県教委記者発表資料「教職員の懲戒処分等について」</p> <p>研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントに当たる行為は非常に卑劣な行為であること ・テスト未実施の事案についてはは昨年度も同様に県内で事案が生起しており研修等がなされているにもかかわらず再び生起しており，非常に重い深刻な事案であること，また，どこにでも起こりそうな事案であることを話し合った。 ・組織的かつ適正な取組をしていかななければならない。 	教頭
7	16	火	<p>○ 7 月 12 日付県教委記者発表資料「教職員の懲戒処分等について」</p> <p>研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わいせつ，セクシュアル・ハラスメントに当たる行為は非常に卑劣な行為であること ・お互い「おかしい行動・発言」に対して情報の共有を図ったり，指摘し合ったりできる，風通しの良い職場環境を作っていく必要がある。 ・余裕を持った通勤を心がけ，交通ルールは徹底して守る。 ・万が一事故を起こしてしまった場合のマニュアルの確認 ・横断歩道での歩行者に対する事故防止について。 	教頭

7	22	月	<p>○ 体罰防止とアンガーマネジメント 教職員の不祥事の根絶—信頼される教職員であるために— (改訂版) 広島県教育委員会 「中学校におけるアンガーマネジメントの試み」 岡山県教育センター</p> <p>研修内容 (ロールプレイ研修) 体罰防止とアンガーマネジメントについての研修 事例をもとにロールプレイや怒りの温度計の記入 教職員一人ひとりが怒りを適切にコントロールできるようになるとともに、このような行為を起こさせないような風通しの良い職場づくりを進めていく。</p>	生徒指導 担当
8	2	金	<p>○ メンタルヘルス・ストレス研修 教職員のメンタルヘルス・ストレス研修として、職場におけるストレスの望ましい対処法等についてスクールカウンセラーの指導を受けた。職員一人一人が働きやすい互いを尊重し合う職場づくりを進めていきたい。</p>	スクール カウンセ ラー
8 8	19 20	月 火	<p>○ 8月9日付県教委記者発表資料「教職員の懲戒処分等について」 ○ 交通事故・飲酒運転の防止 ・「教職員による不祥事の根絶 (飲酒運転防止)」他</p> <p>研修内容 何が問題なのか、なぜ、研修をしても繰り返されるのか、再発防止について話し合う。 飲酒運転は、決して許される行為ではない。一人ひとりが自分自身のこととしてとらえて再発防止策を考え、行動していかなければならない。また、三原の学校で飲酒事業が起こってしまったことを深刻にとらえ二度と三原でこうしたことのないようにする、と決意した。</p>	教頭 研究主任
9	3	月	<p>○ 学校における危機管理 ・「木原小学校危機管理マニュアル」 ・学校の危機管理マニュアル作成の手引き (文部科学省)</p> <p>研修内容 ・不審者の侵入に対する学校での対応についてマニュアルを確認し、課題について話し合った。自校で不審者事案が起こった時に、教職員が役割を分担し、責任を持って動いていくことを具体的に想定し、被害を出さないことを目標に、学校体制での対応について職員間での意識統一を図った。 ・一人ひとりが子供たちの命を守っていくという意識を持</p>	教務主任

			ち、有事の際に実際に行動できるように訓練等も計画し、力をつける研修を進める。	
10	25	金	<p>○パワーハラスメントの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県教育委員会「教職員の不祥事防止に向けた新たな研修プログラム」(自分のこととして不祥事をとらえるための発想の転換を図る。) <p>第1回 不祥事の類型化による当事者意識の醸成 第2回 一体的な不祥事防止対策の理解 第20回 事例研修「教職員へのハラスメント(セクハラ・パワハラ)」</p> <p>研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事に対する新たなアプローチの仕方や不祥事についての対策。 ・セクハラ・パワハラの定義を確認。 ・原因別に見た不祥事の対策。 ・職員同士がお互いに指摘し合えるような、風通しの良い職員集団となるようにしていくこと。 	教頭 生徒指導 担当
11	25	月	<p>○交通事故・飲酒運転の防止</p> <p>岡山県教育委員会「教職員の不祥事防止に向けた新たな研修プログラム」</p> <p>第11回 事例研修「交通事故」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因別にその対策。 ・誰にでも起こりうるものであることを再度確認。 ・「ながら運転」が厳罰化されることの確認。(スマホ等だけではなく、ナビでも) ・職員自身が自分自身を振り返り、交通事故等の不祥事につながるような行動を慎むことなどを話し合った。 ・季節柄、飲酒をする機会が多くなることを話し、不祥事を起こさないように自身を戒めることを話し合った。 	研究主任
12	19	木	<p>○12月18日付県教委記者発表資料「教職員の懲戒処分等について」 窃取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際にこのような場面に出会うことは誰にでも起こりうる。しかし、今回してしまったことは教職員全体に対する県民の信頼を失うことにつながる重大な事案である。このようなことなことは、決して許されることではない。一人ひとりが教職員としての崇高な使命を自覚し、間違った判断をしてしまわないようにしていく。これからも不祥事を起こさない、起こさせないような職員集団づくりを進めていく。 	教頭

